

平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率等の概要について

自治体財政の「早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化」を目的として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「財政健全化法」という。）が施行され、4 つの健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を公表することとなりました。

平成 19 年度決算に基づく可児市の指標は、国が定める早期健全化基準等を大きく下回る結果となりました。

（ 1 ）健全化判断比率

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	12.62%	20%
連結実質赤字比率	-	17.62%	40%
実質公債費比率	8.6%	25%	35%
将来負担比率	-	350%	-

実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字額がないため、また将来負担比率は将来負担額がないため「 - 」と表示しています。

（ 2 ）資金不足比率

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業会計	-	20%
簡易水道事業特別会計	-	20%
公共下水道事業特別会計	-	20%
特別環境保全公共下水道事業特別会計	-	20%
農業集落排水事業特別会計	-	20%

すべての会計において資金不足額がないため「 - 」と表示しています。

1 健全化判断比率等の対象について

一般会計等	一般会計			
	一般会計等に属する特別会計	飲料水供給事業特別会計		
		自家用工業用水道事業特別会計		
可児駅東土地区画整理事業特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計		国民健康保険事業特別会計（事業勘定）	
			国民健康保険事業特別会計（直診勘定）	
			介護保険特別会計（保険事業勘定）	
			介護保険特別会計（介護サービス勘定）	
			老人保健事業特別会計	
公営企業会計	公営企業に係る会計	法適用企業	水道事業会計	
		法非適用企業	簡易水道事業特別会計	
			公共下水道事業特別会計	
			特定環境保全公共下水道事業特別会計	
			農業集落排水事業特別会計	
一部事務組合・広域連合	可茂衛生・市場・可児川防災・可茂消防・中学校組合・可茂広域・農業共済・退職手当組合・市町村会館組合・後期高齢者連合（9組合1連合）			
地方公社・第三セクター等	土地開発公社・岐阜県信用保証協会			

2 各指標の算出について

$$(1) \text{ 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

- ・ 繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・ 支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払いを翌年度に繰り延べた額
- ・ 事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

標準財政規模 = 自治体が標準的なとき、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模（標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額）〔以下同じ。〕

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

算出結果 : - (赤字額なし) 【 早期健全化基準 12.62% 】

$$(2) \text{ 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額 = (公営企業会計以外の会計の実質赤字額の合計 + 公営企業会計の資金不足額の合計) が (公営企業会計以外の会計の実質黒字額の合計 + 公営企業会計の資金剰余額の合計) を超えた額

公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することになり、赤字の早期解消を図る必要があります。

算出結果 : - (赤字額なし) 【 早期健全化基準 17.62% 】

$$(3) \text{ 実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3カ年平均)

準元利償還金 = 以下の から までの合計額

- 一般会計からの繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められるもの
- 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- 一時借入金の利子

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、18%以上になると起債の許可が必要となり、25%以上になると財政健全化計画の策定等が必要となります。今年度から特定財源として都市計画税を充当しており、比率が大きく減少しています。〔平成18年度 13.8% 平成19年度 8.6% (都計税充当無し 13.5%)〕

算出結果 : 8.6% 【 早期健全化基準 25.0% 】

$$(4) \text{ 将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込み額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担額 = 以下 から までの合計

- 一般会計等の前年度末の地方債現在高
- 債務負担行為に基づく支出予定額 (地財法第5条各号の経費に係るもの)
- 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込み額
- 加入する組合等の地方債の元金償還に充てる負担見込み額
- 退職手当支給予定額 (全職員に対する期末要支給額)
- 市が設立した法人等の負債額、債務を負担している場合の当該債務の額のうち負担見込み額
- 連結実質赤字額
- 加入する組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じてくる可能性が高くなります。

算出結果 : - (負担見込額なし) 【 早期健全化基準 350.0% 】

$$(5) \text{ 資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額 : (法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

事業の規模 : (法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、経営健全化基準 20%以上になると経営健全化計画策定等が必要となります。

算出結果 : 全公営企業会計 - (資金不足額なし) 【 経営健全化基準 20.0% 】

3 各基準について

(1) 早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」となり、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政の早期健全化に取り組まなければなりません。

(2) 財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準を超えると「財政再生団体」となり、財政再生計画を策定し、国、県の強力な関与の下で確実な財政の再生を実行しなければなりません。

(3) 経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準を超えると「経営健全化団体」となり、経営健全化計画を策定し、公営企業の経営健全化に取り組まなければなりません。